



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：近畿地方整備局

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

流域治水

よどがわ

あくたがわ

淀川水系 芥川 流域において「特定都市河川」の

指定に向けた手続きに着手

～「大塚切れ」の地で取り組む、流域治水の本格的実践～

国土交通省では、大阪府及び京都府の淀川水系芥川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川淀川水系芥川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項の規定に基づき、関係機関（芥川流域に係る大阪府、京都府、高槻市、京都市の長）への意見聴取を行います。

(添付資料)

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 別紙 1 | 「流域治水」の本格的な実践に向けた淀川水系芥川等の特定都市河川への指定 |
| 別紙 2 | 淀川水系芥川等の概要 |
| 参 考 | 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 |

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 富本 和也（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

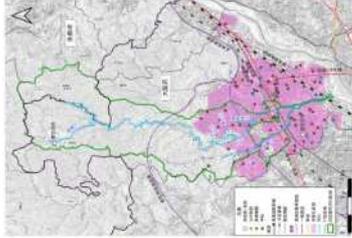
水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

芥川流域の特徴

- ・芥川は北摂山系に水源を発生し、流域の河川は淀川に注ぎ込んでいる。
- ・芥川流域は、高槻市・京都市の2市で構成され、芥川の下流は高槻市市役所、鉄道（JR京都線、東海道新幹線）等の交通網があり、人口・資産が集中している。
- ①芥川流域は、これまで大正6年の大雨（大塚切れ）では淀川および芥川決壊、昭和28年台風第13号では芥川決壊、昭和42年北摂豪雨では女瀬川決壊、近年では平成24年8月の豪雨、平成30年7月豪雨および9月の台風第21号により、**甚大な被害が発生している**。
- ②芥川および流入する支川は、流域内の市街化が著しく発展し、**大規模な河道拡幅等が困難な河川**である。
- ③芥川流域は、平成24年8月の豪雨により、**床上・床下合わせて約900件の内水による被害が発生している**。



大正6年大雨（大塚切れ）



市街地を流れる芥川

河道等の整備に加え、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践。



河川区間：淀川水系芥川等の計6河川
流域面積：約50.1km²
（高槻市の一部、京都市の一部）

凡 例

 指定を行わなければならない河川（国管理）
 指定を行わなければならない河川（府管理）
 指定を行わなければならない河川の流域
 行役所

- #### 法的枠組み （特定都市河川制度）
- 特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・規制等
 - 特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用
 - 副都心に伴う流出増への対策の厳格化（雨水浸透阻害行為の許可）
 - リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫（治水被害防止区域の指定）
 - 貯留機能を活用する土地の確保・指定した土地の確保（貯留機能保全区域の指定、指定した土地の確保）
 - 雨水貯留施設建設に対する補助率向上・増強（補助率1/3→1/2、固定資産税1/6→1/2に増強）

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

H24.8	最大で時間降雨量110mmの集中豪雨が発生し、床上・床下合わせて約900件の甚大な浸水被害が発生
H30.7 H30.9	西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した台風及び梅雨前線等の影響による集中豪雨（平成30年7月豪雨）があり、がけ崩れ・道路冠水等の被害が発生 その後、9月に発生した台風第21号では、北部山間地域で大規模な倒木被害が発生
R4.3	淀川右岸ブロック流域治水プロジェクト策定
R7.3	特定都市河川指定に向けて関係者間で合意



平成24年8月の豪雨による浸水被害



平成30年台風第21号による倒木被害

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

- 流域内の市街化が著しく発展し、大規模な河道拡幅等が困難な地形特性を踏まえ、**①人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、内水対策の実施**
 - ②流域における雨水流出抑制対策の実施
- 等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上させる。**

- ①人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、内水対策の実施
- ・河川整備に加え、内水対策の雨水貯留施設、雨水流出抑制施設等
- ・流出抑制対策と地域毎の浸水要因・地形特性に応じた最適な対策を実施
- ②流域における雨水流出抑制対策の実施
- ・雨水の流出増により水害リスクが高まることのないよう、公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為について、貯留・浸透対策を義務付け。



河川整備（芥川）

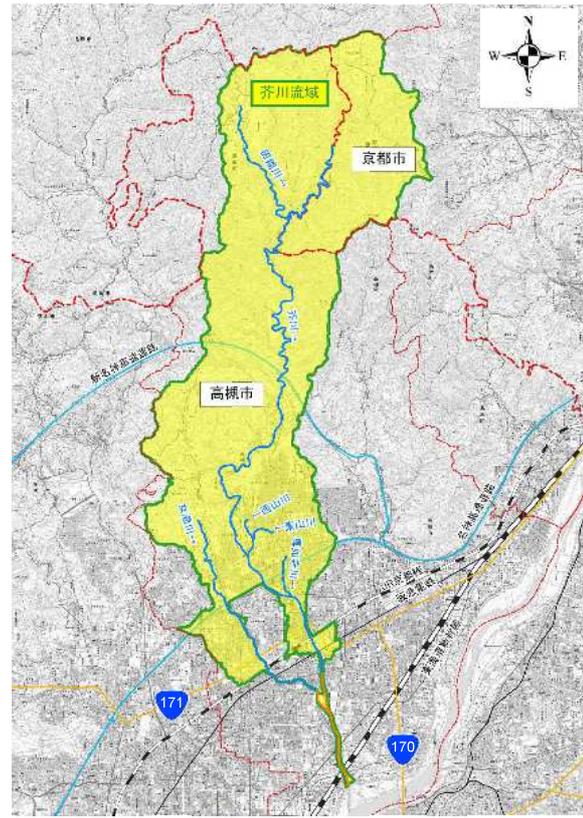


雨水貯留施設（安満遺跡公園）



雨水流出抑制施設（校庭貯留）

河川区間: 淀川水系芥川等の計6河川
 流域面積: 約50.1km²
 (高槻市の一部、京都市の一部)



淀川水系芥川等の概要(2/2)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
芥川	左岸: 京都府京都市西京区大原野石作町一七五五番一地先	淀川への合流点
	右岸: 大阪府高槻市大字中畑小字小屋ヶ谷十五番地先	
女瀬川	左岸: 大阪府高槻市大字奈佐原百六十五番一地先	芥川への合流点
	右岸: 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先	
真如寺川	左岸: 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三地先	芥川への合流点
	右岸: 大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九地先	
西山川	大阪府高槻市塚脇二丁目千百三十五番三地先	芥川への合流点
東山川	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七地先	西山川への合流点
田能川	左岸: 大阪府高槻市大字田能小字永田千百八十七番地先	芥川への合流点
	右岸: 大阪府高槻市大字田能小字飛田四番三地先	

概要

- ・ 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- ・ このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

狭窄部、景勝地の保護等

ため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

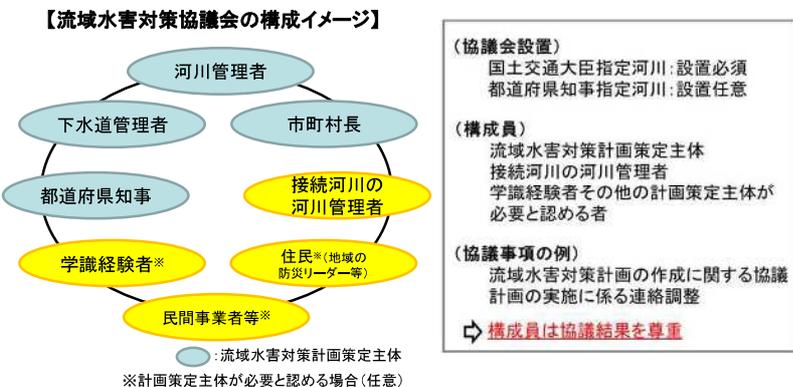
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\sim 30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ